

登記事務の停止について

独立行政法人都市再生機構の施行による土地区画整理事業につきましては、本年11月17日付けで土地区画整理法第103条第4項の公告がされますので、同法第107条第3項の規定により、下記区域内の不動産の登記は換地処分の登記が完了するまで事務を停止します。

平成29年10月30日掲示

さいたま地方法務局不動産登記部門

電話048(851)1000(代表)

予定期間 平成29年11月20日から約5か月間

区 域 さいたま市西区大字指扇

〃 大字高木

〃 大字清河寺の各一部

なお、詳しい地番につきましては窓口の係員にお尋ねください。